

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一
- 漁場計画の決定 (水産業振興課) 一
- 漁船損害等補償法施行令に基づく発起人届出 () 二
- 海岸保全区域の変更 (河川課) 二
- 平成二十七年自衛官候補生の募集 (市町村課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 教育委員会定例会の開催 四

告 示

○宮城県告示第六百十三号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

○宮城県告示第六百十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二二〇〇三二一	こころりハビリセン	自立訓練(生活訓練)	医療法人仁泉会	平成二十七年六月一日
〇四二二六〇〇一五七	柴田郡川崎町大字川内字北原山五番地	特定非常利活動法人幸創		平成二十七年六月一日
〇四二二〇〇六二八	宮城県利府町しらか台六丁目一番十号	生活介護	社会福祉法人石巻祥心会	平成二十七年六月一日
	くじらのしっぽ	生活介護		
	七番			
実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所	
平成二十七年七月一日	中田・石越	午前十時三十分から午後三時まで	宝江ふれあいセンター駐車場	
七月二日	登米市	午前十時三十分から午後二時まで	登米総合支所車庫	
七月三日	登米市	午前十時三十分から午後二時まで	東和総合支所正面入口	
七月六日	豊里・津山	午前九時三十分から午後三時まで	津山総合支所駐車場	
七月七日	迫	午前九時三十分から午後二時まで	迫体育館正面入口	
七月八日	米山	午前十時三十分から午後二時まで	米山体育センター正面入口	
七月九日	登米市	午前十時三十分から午後二時まで	南方公民館駐車場	

○宮城県告示第六百十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、定置漁業権の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成二十七年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 定置漁業権の免許の内容たるべき事項及び地元地区 次のとおり

公示番号	免 許 の 内 容 た る べ き 事 項			制限又は条件	地 元 地 区	存 続 期 間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期			
定第10号	定置漁業	定置漁業	1月1日から12月31日まで	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光運距離は3キロメートル以上とする。	本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 萱蒲川原	平成27年9月1日から平成30年8月31日まで
定第11号	定置漁業	定置漁業	4月1日から9月30日まで	宮城県漁業調整規則第56条による標識を設置すること。ただし光運距離は3キロメートル以上とする。	本吉町 沖ノ田 後田 土樋下 萱蒲川原	平成27年9月1日から平成30年8月31日まで

二 免許予定日 平成二十七年九月一日

三 申請期間 平成二十七年七月一日から八月十日まで

○宮城県告示第六百十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十七年六月二日から平成二十七年六月十六日まで縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項		縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名	加入区	
気仙沼市長磯浜四十七番地 一 守 彦光 気仙沼市長磯浜七十番地 小野寺清繁	気仙沼地区 加入区	石巻市開成一番二十七
漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 宮城県漁業協同組合		

○宮城県告示第六百十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により昭和五十五年宮城県告示第千二百八十二号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新旧別	海岸の名称			指定区域
	大分類	中分類	小分類	
新	宮城県仙 台湾沿岸	矢本海岸	大曲地区 海岸	陸 域 水 域
旧	仙台湾沿岸	矢本海岸	大曲地区 海岸	陸 域 水 域

指定区域
陸 域
水 域

桃生郡矢本町大曲字下台百五十番一地从先から同郡町矢本字弘法百八十八番地（鳴瀬町境）に至る水際線背後百五十一メートル及び水際線に囲まれた土地。ただし保安林及び保安施設地区を除く。

上に掲げる土地に接する水際線から五十メートルの幅員を有する水面

基点A点 東松島市大曲字下台一五〇番一地从先の北緯三八度二四分一三秒九七五八東経一四一度一四分二六秒七六五二の地点
基点B点 同市牛網字海辺一五番地先の北緯三八度二二分二八秒五六七二東経一四一度一二分一七秒九七三六の地点

間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十七年六月二日

一 募集種目

宮城県知事 村 井 嘉 浩

自衛官候補生(男子)

二 募集期間

平成二十七年五月二十日(水) から同年六月十九日(金) まで

三 試験期日

平成二十七年六月二十七日(土)、同月二十八日(日) 又は同月二十九日(月) のうちいずれか一日

四 試験種目

ただし、平成二十八年三月高等学校及び中等教育学校卒業予定者を除く。

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

仙台市宮城野区南目館一番一号 陸上自衛隊仙台駐屯地
多賀城市丸山二丁目一番一号 陸上自衛隊多賀城駐屯地

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月二日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市高清水松の木沢田二十二番の一部、二十九番の一部、三十四番一の一部、三十六番三の一部、五十六番百三十八、五十六番百三十九、同豊田百四十番の一部、百四十一番の一部、百四十三番の一部、百四十四番の一部、三百七十二番の一部、三百七十五番の一部
栗原市高清水松の木沢田二十四番地
株式会社高清水食糧

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十七年六月二日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日時 平成二十七年六月十日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-一三六一)